

岩国市耐震改修促進計画

令和8年7月

岩 国 市

岩国市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月

平成 22 年 3 月 変更 (第 1 回変更)

平成 24 年 9 月 見直し (第 2 回変更)

平成 27 年 3 月 変更 (第 3 回変更)

平成 27 年 9 月 変更 (第 4 回変更)

平成 29 年 9 月 変更 (第 5 回変更)

平成 31 年 4 月 変更 (第 6 回変更)

令和 5 年 3 月 変更 (第 7 回変更)

令和 8 年 7 月 変更 (第 8 回変更)

岩 国 市

岩国市耐震改修促進計画

目次

序章 計画の概要	1
第1章 耐震化の必要性	6
1. 計画の背景と岩国市における今後の地震発生の可能性	6
2. 被害想定	8
3. 大地震の経験から学ぶ耐震化の必要性	12
第2章 耐震化の基本方針	13
1. 耐震化の状況	13
2. 耐震化の基本方針	17
第3章 耐震化の取組方針	20
1. 役割分担	20
2. 建築物所有関係別の耐震化の取組方針	21
3. 優先順位等に関する耐震化の取組方針	25
第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開	26
1. 耐震化率の向上を図るための基本的な取組	26
2. 耐震化を促進するための環境整備	28
3. 耐震化に関する啓発	30
4. 関連施策の推進	31
第5章 その他の事項	33
1. 耐震改修促進に向けた体制づくり	33
2. 「法」及び建築基準法などの関係法令等による指導等の実施	34
3. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	35

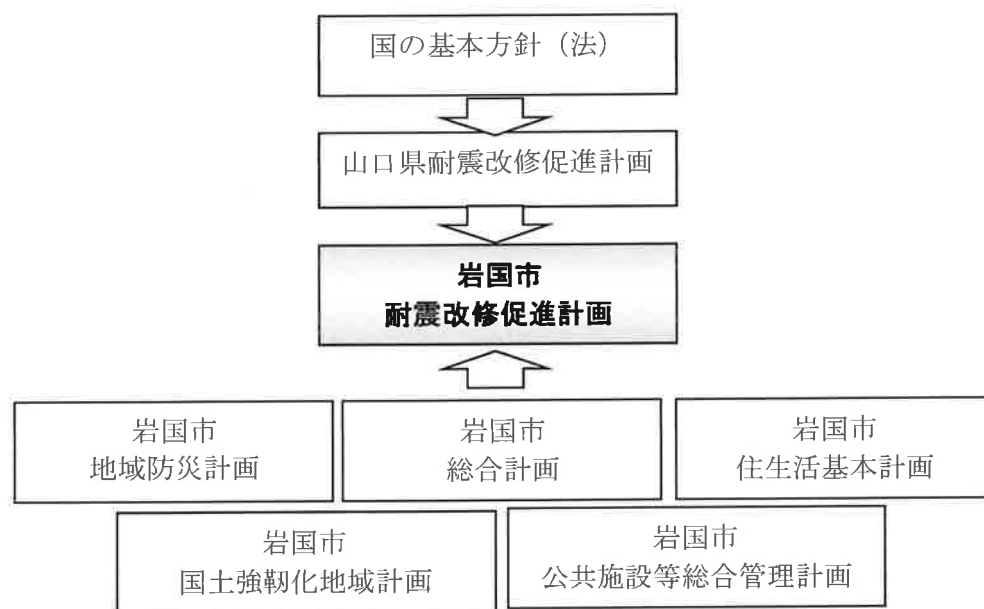
序章 計画の概要

（１）計画の目的

岩国市耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を守るため、本市内の住宅、その他建築物の耐震診断及び耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための施策立案を目的とする。

（２）計画の位置づけ

本計画は、国の基本方針及び山口県耐震改修促進計画に基づき定めるとともに、岩国市総合計画を踏まえ、岩国市地域防災計画の関連計画として位置づける。また、本市が所有する公共施設等の耐震化推進の指針となるべき内容とする。



図序-1 計画の位置づけのイメージ

（３）計画の期間

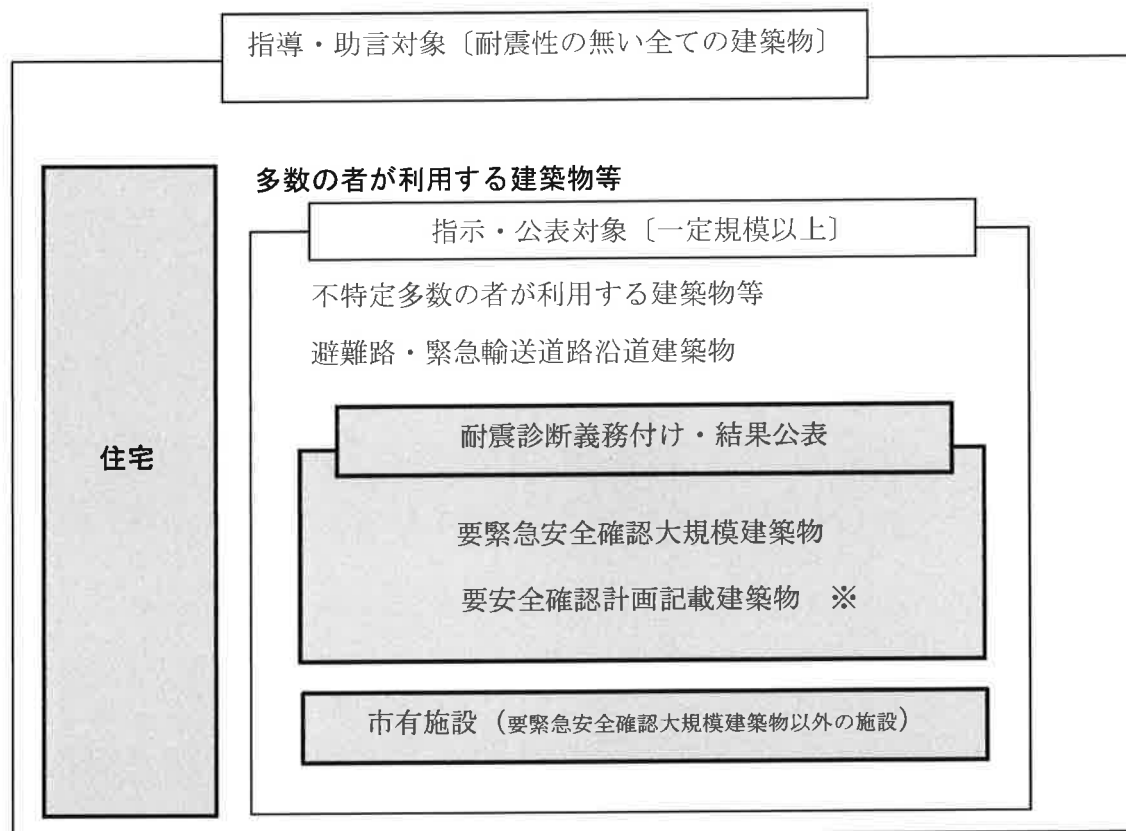
本計画の計画期間は、令和 12（2030）年度（県の計画に合わせる）までとする。

なお、国の基本方針や県の関連計画、岩国市総合計画等、上位計画の見直しがあった場合等、その内容に合わせて見直すものとする。また、必要に応じて目標に対する検証を行う。

（４）計画の対象

本計画の対象区域は、岩国市全域とする。対象建築物は、「住宅」及び「多数の者が利用する建築物のうち耐震診断義務付け対象建築物」とする。

なお、国又は県が所有する公共建築物については、原則、建築物の所有者が耐震診断・耐震改修の促進を図るものとする。



※ 指定された建築物は、現在のところ本市にはない。

■■■■ ・・・本計画において目標を設定する建築物

図序-2 計画対象建築物のイメージ

(5) 用語の定義等

本計画における用語の定義は下表のとおりとし、特に定めのない場合は、法、同法関係省令および関連告示の用語の例による。

表序-1 用語の定義

用 語	定 義
法	建築物の耐震改修の促進に関する法律
基本方針	国土交通大臣が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（法第4条、国土交通省告示第184号）
県計画	山口県耐震改修促進計画（法第5条）
本計画	岩国市耐震改修促進計画（法第6条）
所管行政庁	建築物の耐震診断・改修等の指導、助言及び指示を行う行政庁のこと（法第2条）
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること（法第2条）
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること（法第2条）
現行耐震基準	昭和56年6月1日の建築基準法改正以降に工事着手した建築物に適用される耐震基準
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物に適用されていた耐震基準
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（法第5条）
多数の者が利用する建築物等（特定既存耐震不適格建築物）	①多数の者が利用する一定規模以上の建築物、②一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場、③緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（法第14条各号）
耐震診断義務付け対象建築物	要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物で、耐震診断の実施とその結果を所管行政庁への報告が義務付けられた建築物
要安全確認計画記載建築物	防災拠点となる建築物又は緊急輸送道路沿道建築物であって、耐震診断及びその結果の報告を義務付けることを県計画又は本計画に記載した建築物（法第7条各号）
要緊急安全確認大規模建築物	①病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物、②学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物、③一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場のうち大規模な建築物（法附則第3条第1項各号）
緊急輸送道路沿道建築物	地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行・避難を妨げるおそれがあるため、特に耐震化を促進すべき建築物の耐震診断を義務付けする路線として県計画又は本計画に記載した道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 （県：法第5条第3項第2号及び第3号／県計画において第3号のみ指定） （市：法第6条第3項第1号及び第2号）
通行障害既存耐震不適格建築物	地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行・避難を妨げるおそれがある既存耐震不適格建築物
定期調査報告	安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物の所有者や管理者が、建築物の状況を定期的に調査し、特定行政庁に行う報告 （建築基準法第12条第1項）
ブロック塀等	組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）のこと （社会資本整備総合交付金交付要綱）

表序-2 法における規制対象一覧（法第16条を除く）

用 途		特定既存耐震不適格建築物	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物	耐震診断義務付け対象建築物		
学 校	小学校、中学校、特別支援学校等	階数2 以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2 以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2 以上かつ3,000㎡以上※ 屋内運動場の面積を含む。		
	上記以外の学校	階数3 以上かつ1,000㎡以上	—	—		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1 以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1 以上かつ5,000㎡以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設		階数3 以上かつ1,000 ㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3 以上かつ5,000 ㎡以上		
病院、診療所			—	—		
劇場、観覧場、映画館、演芸場						
集会場、公会堂			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3 以上かつ5,000 ㎡以上		
展示場						
卸売市場			—	—		
百貨店、マーケット等の物品販売業を営む店舗						
ホテル、旅館			—	—		
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿						
事務所			階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2 以上かつ5,000 ㎡以上		
老人ホーム、福祉ホーム等に類するもの						
老人福祉センター、身体障害者福祉センター等に類するもの		階数2 以上かつ1,000 ㎡以上				
		要緊急安全確認大規模建築物				
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		階数2 以上かつ500 ㎡以上	階数2 以上かつ750㎡以上	階数2 以上かつ1,500 ㎡以上		
博物館、美術館、図書館		階数3 以上かつ1,000 ㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3 以上かつ5,000 ㎡以上		
遊技場		階数3 以上かつ1,000 ㎡以上	—	—		
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店等に類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等に類するもの						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場等は除く）					—	—
車両の停車場等で旅客の乗降や待合の用に供するもの					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3 以上かつ5,000 ㎡以上
自動車車庫など自動車等の停留や駐車のための施設						
保健所、税務署など公益上必要なもの						
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するもの		政令で規定するもの	階数1 以上かつ500 ㎡以上	階数1 以上かつ5,000 ㎡以上で敷地境界線から一定距離以内のものに限る		
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）		
防災拠点である建築物		多数の者が利用する建築物等		耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		
		要安全確認計画記載建築物				

序章 計画の概要

- (1) 計画の目的
市内の住宅、その他建築物の耐震診断及び耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための施策立案を目的とする。
- (2) 計画の位置づけ
国の基本方針及び山口県耐震改修促進計画に基づき定めるとともに、岩国市総合計画を踏まえ、岩国市地域防災計画の関連計画として位置づける。「住宅」及び「多数の者が利用する建築物のうち耐震診断義務付け対象建築物」とする。
- (3) 計画の期間
本計画の計画期間は、令和12年度までとする。
- (4) 計画の対象
本計画の対象区域は、市全域とする。対象建築物は、旧耐震基準で建築された耐震性のない全ての建築物とする。

第1章 耐震化の必要性

南海トラフ地震などの大地震が近い将来起こるといわれている。本市には活断層があり、地震がいつ起こっても不思議ではないことから、地震が起こった際の備えを、平時からしておく必要がある。

大地震への対策のなかで、大きな効果が期待されるのが、住宅やその他の建物の耐震化である。

第2章 耐震化の基本方針

住宅・建築物耐震改修等事業の積極的な活用を図るとともに、県、建築関連団体、建築物の所有者等との連携と協力のもと、積極的に建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図るものとする。

耐震化率の状況と目標

種 類	耐震化率	
	状 況	目 標
住 宅	84.5% (注1)	(令和12年度末) 94%
多数の者が利用する建築物等 (市有施設)	97.0% (注2)	(令和12年度末) 概ね解消

注1) 令和5年度 住宅・土地統計調査より推計
注2) 令和7年7月時点の集計結果による

第3章 耐震化の取組方針

- 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。
- ①地域の実情に応じた耐震化促進のための施策を行う。
- ②建築物は、震災時における拠点となるべく、防災上重要な建築物と位置づけ、優先的・重点的に耐震改修を推進する。
- ③私的財産である民間建築物は、耐震性についての指導や情報提供等の支援や耐震診断・耐震改修に要する費用の一部補助を実施する。さらに、耐震診断については診断員派遣制度を実施する。
- ④地震発生時に閉塞を防ぐべき道路については『岩国市地域防災計画』との整合を図りながら、沿道建築物の耐震化を推進する。

第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開

1. 耐震化率の向上を図るための基本的な取組

- (1) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定、毎年度支援目標を設定すると共に、実施・達成状況を把握検証する。
- (2) 耐震診断、耐震改修の補助制度
本市においては、旧耐震基準の住宅及び建築物の耐震診断を進めるとともに計画的な耐震改修に向けた支援について、計画的に取り組む。
- ①住宅への補助（費用の一部助成、診断員の派遣）
②緊急輸送道路沿道建築物への補助
③建築物への補助
④ブロック塀等に係る補助
⑤県の支援制度等の紹介
⑥建築物の地震に対する安全性に係る認定
⑦区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- (3) 税制上の優遇策
市は耐震改修の促進を図っていくため、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置についての周知を行う。

2. 耐震化を促進するための環境整備

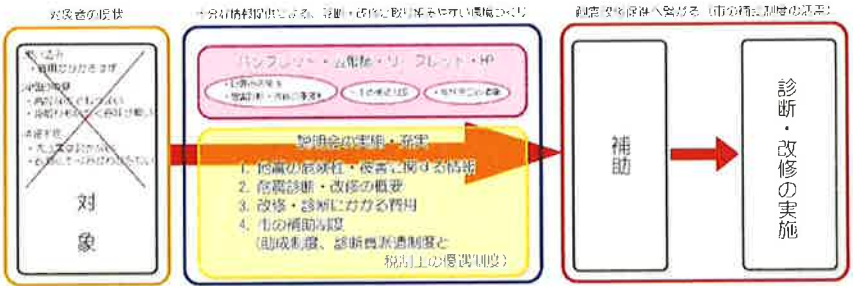
- (1) 耐震改修に関する情報提供
①啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用
②技術者の情報提供
③耐震性がある建築物の情報提供
- (2) 相談窓口等の設置
建築指導課及び建築住宅課に耐震相談窓口の設置を検討する。
- (3) 技術者育成等
専門的知識を有する建築技術者に対して、その資質の向上を目指して耐震改修工事等に関する情報提供に努める。
- (4) 説明会の実施
説明会等を実施し、市民へ耐震診断・改修についての情報を直接提供する場を設ける。

3. 耐震化に関する啓発

- (1) パンフレットの作成・配布等
①啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用
地震による被害の重大性や、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレット等を、市内の各相談窓口を設置するとともに、ホームページ等で紹介する。また、各種セミナー等においても活用する。
- ②多数の者が利用する建築物等に対する普及・啓発
定期調査報告対象建築物については、定期的な調査に併せて、耐震診断、改修等を実施するよう促す。
- (2) リフォームにあわせた耐震改修の誘導
耐震改修を促進に効果的な、設備の更新や、バリアフリー化等のリフォームの機会と耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供をホームページやセミナー等で行う。
- (3) 地震防災マップの作成・公表
建築物の所有者等の意識の向上を図るため、地震防災マップを作成・公表する。
- (4) 説明会の実施
説明会等を実施し、市民に対して直接的な啓発活動を行ない、地震被害の危険性及び耐震化の重要性を理解して頂く。

4. 関連施策の推進

- (1) 窓ガラスの落下防止対策
(2) 大規模建築物における天井崩落対策
(3) 地震時におけるエレベーターの閉じ込め等防止対策
(4) ブロック塀等の倒壊対策
(5) 屋根瓦の脱落防止対策



第5章 その他の事項

- (1) 耐震改修促進に向けた体制づくり
①自主防災組織、自治会等との連携
②関係団体等による協議会の設置、事業への取組みの強化
③山口県耐震改修促進市町協議会との連携
- (2) 法及び建築基準法などの関係法令等による指導等の実施
①耐震診断義務付け対象建築物の指導等の実施・耐震診断結果の公表
②特定既存耐震不適格建築物の指導等の実施・公表
③建築基準法による勧告又は命令等の実施
- (3) その他耐震診断及び耐震改修の促進
①地震保険等の加入促進
②被災建築物応急危険度判定等の実施
③住宅マスタープランとの施策連携
④緊急輸送道路の周知

第1章 耐震化の必要性

1. 計画の背景と岩国市における地震発生の可能性

(1) 計画の背景

近年、阪神・淡路大震災(平成7年1月)をはじめとする大地震が起きており、特に東日本大震災(平成23年3月)は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、大阪府北部を震源とする地震(平成30年6月)においては塀に被害が発生した。さらに、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

このため、国では地震による死者数を半減させること等を目的に、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年5月に法を改正し、その後、平成30年11月に法施行令、また、令和7年7月に基本方針(令和7年7月17日付け国土交通省告示第535号)の改正を行っている。

表1-1 地震発生の状況

平成以降の大きな被害を出した地震(令和7年10月現在)

出典：気象庁ウェブサイト

発生年月	震央地名・地震名	M	最大震度	人的被害	物的被害
平成7年1月	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	7	死6,434 不3	住家全壊104,906、住家半壊144,274、 全半焼7,132
平成12年10月	鳥取県西部地震	7.3	6強		住家全壊435棟、半壊3,101棟
平成13年3月	芸予地震	6.7	6弱	死2	住家全壊70棟、半壊774棟
平成15年7月	宮城県北部	6.4	6強		住宅全壊1,276棟、住宅半壊3,809棟
平成15年9月	十勝沖地震	8.0	6弱	死1、不1	住宅全壊116棟、住宅半壊368棟
平成16年10月	新潟県中越地震	6.8	7	死68	住家全壊3,175棟、住家半壊13,810棟
平成17年3月	福岡県西方沖	7.0	6弱	死1	住家全壊144棟、住家半壊353棟
平成19年3月	能登半島地震	6.9	6強	死1	住家全壊686棟、住家半壊1,740棟
平成19年7月	新潟県中越沖地震	6.8	6強	死15	住家全壊1,331棟、住家半壊5,710棟
平成20年6月	岩手・宮城内陸地震	7.2	6強	死17、不6	住家全壊30棟、住家半壊146棟
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0 ※1	7	死19,729 不2,559※2	住家全壊121,996棟、住家半壊282,941棟※2 【令和2年3月1日現在】
平成28年4月	熊本地震	7.3	7	死273 ※3	住家全壊8,667棟、住家半壊34,719棟 【平成31年4月12日現在】
平成30年6月	大阪府北部	6.1	6弱	死6	住家全壊21棟、住家半壊483棟 【令和元年8月20日現在】
平成30年9月	北海道胆振東部地震	6.7	7	死43	住家全壊469棟、住家半壊1,660棟 【令和元年8月20日現在】
令和6年1月	能登半島地震	7.6	7	死634	住家全壊6,532棟、住家半壊23,680棟 【令和7年8月5日現在】

※1 モーメントマグニチュード。

※2 人的被害及び物的被害については、平成23年3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」の余震による被害、および3月11日以降に発生した余震域外の地震で被害の区別が不可能なものを含む。

※3 死者数には、震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数のうち、市町村において災害が原因で死亡したものと認められた死者、及び6月19日から25日に発生した被害のうち熊本地震との関連が認められた死者を含む

本市にも活断層である大竹断層（小方－小瀬断層）がある。国立研究開発法人防災科学技

また、本市において震度４以上が観測された地震も多く、今後大規模地震が起こる可能性は否定できない状況である。



図 1-1 山口県内の活断層

Figure 1. The effect of the number of trials on the number of correct responses. The number of correct responses was significantly higher than the number of incorrect responses in all cases. Error bars represent the standard error of the mean.

出典：気象庁ウェブサイト

2. 被害想定

(1) 山口県内の各想定地震による被害想定結果

各想定地震による被害の概要は下記のとおりである。

表1-7 被害想定結果

被害量		地震動		建物被害			人的被害			
想定地震	地震規模	最大震度	震度6弱以上のエリア位置	全壊の主な原因(割合)	全壊棟数	半壊棟数	死者数が最大となる発災季節・時間	左記ケースの死者の主な原因(割合)	左記ケースの死者数	左記ケースの負傷者数
南海トラフ巨大地震	M9.0	6強	岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町	津波(50%)・液状化(30%)	5,926 棟	43,021 棟	(死者数)夏の昼12時かつ風速15m/s (負傷者数)冬の深夜かつ風速15m/s	津波(95%)	614 人	1,477 人
安芸灘～伊予灘の地震	M7.25	6弱	周防大島町、岩国市、柳井市	液状化(64%)	902 棟	4,540 棟	冬の早朝5時	土砂災害(71%)	31 人	339 人
大竹断層(小方～小瀬断層)	M7.2	7	和木町、光市、岩国市など9市町	揺れ(83%)	24,454 棟	41,568 棟	冬の早朝5時	建物倒壊(76%)	1,507 人	4,789 人
菊川断層	M7.0	7	下関市、山陽小野田市、美祢市など5市	揺れ(57%)	4,620 棟	16,705 棟	冬の早朝5時	建物倒壊(72%)	245 人	2,076 人
大原湖断層系(山口盆地北西縁断層)	M6.6	6強	山口市、宇部市、美祢市、萩市	揺れ(86%)	6,545 棟	18,091 棟	冬の昼12時	建物倒壊(65%)	506 人	2,543 人
大原湖断層系(宇部東部断層+下郷断層)	M7.0	7	宇部市、山口市、美祢市など6市	揺れ(85%)	15,303 棟	42,305 棟	冬の早朝5時	建物倒壊(84%)	1,000 人	6,557 人
中央構造線断層帯(石鎚山脈北縁西部～伊予灘)	M8.0	6強	上関町、周防大島町、平生町など10市町	液状化(52%)	2,470 棟	12,116 棟	冬の早朝5時	土砂災害(54%)	97 人	922 人

※各想定地震の被害の概要(山口県地域防災計画震災対策編(令和7年度)第4章第2節)を取りまとめたもの

(2) 活断層(大竹断層)地震による被害想定

「山口県地震被害想定報告書」(平成20年3月山口県地震防災対策推進検討委員会)による本市の被害想定結果から、本市が最も被害を受ける活断層(大竹断層)地震による被害想定は、次のように推定される。

① 想定地震

大竹断層(小方～小瀬断層)地震の想定地震は以下の通りである。

表1-3 活断層による想定地震

想定地震	断層長	深さ	地震規模
大竹断層地震 (小方～小瀬断層)	26.0km×15.0km	7.5km	マグニチュード7.2

出典:「山口県地震被害想定報告書」(平成20年3月山口県地震防災対策推進検討委員会)

②震度分布予測

断層近傍の岩国市、和木町において最大加速度値が想定される。この地震による県内の最大震度は、和木町、岩国市で震度7が想定され、揺れによる建物全壊が発生する震度6弱以上となるエリアは、和木町、岩国市、光市、下松市、田布施町、柳井市、平生町、周南市、周防大島町の9市町で見られ、面積率は県全体の15.7%と想定される。

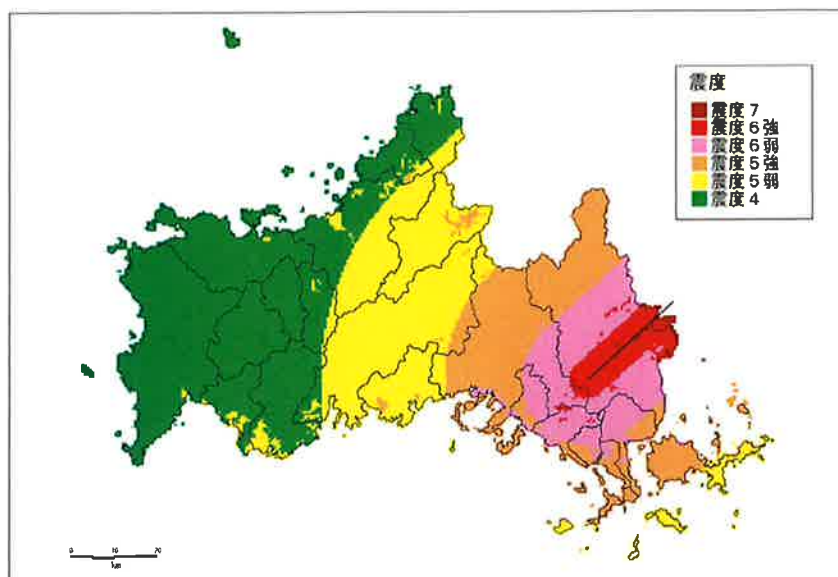


図1-2 大竹断層（小方－小瀬断層）地震の震度分布予測図

出典：「山口県地震被害想定報告書」（平成20年3月山口県地震防災対策推進検討委員会）

③発災季節と発災時刻

地震の発生する季節と時刻によってその被害は大きく異なる。山口県地震被害想定調査では、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる次の3ケースを想定している。

また、火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速15m/sの2ケースについて被害想定を行なっている。

表1-4 想定する発災季節と発災時刻

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の早朝5時 風速 3m/s 風速 15 m/s	阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人々が自宅で就寝中。建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。	夜間人口
②	冬の昼12時 風速 3m/s 風速 15m/s	家事や暖房で最も火気の頻度が高くなり、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となるケース。外出者が多く、市街地に買い物客や観光客が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース。	昼間人口
③	冬の夕方18時 風速 3m/s 風速 15 m/s	屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース。	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)

出典：「山口県地震被害想定報告書」（平成20年3月山口県地震防災対策推進検討委員会）

④被害想定結果

大竹断層（小方－小瀬断層）地震による被害想定結果においては、県全域では、建物被害の全壊棟数が21,454棟と想定され、その大部分（82%）が本市に集中している。

本市の地震による建物被害は、全壊棟数17,495棟、半壊棟数27,318棟に達する想定結果となっている。また、火災による建物被害は冬の昼12時、風速15m/sのケースが最も被害が大きく、その焼失棟数は4,509棟に達する。

死者数は、冬の昼12時、かつ風速3m/sの場合が最も被害が少なく905人であり、冬の昼12時かつ、風速15m/sの場合が最悪のケースとなり、その被害は1,364人と想定される。このうち62%が建物倒壊、屋内収容物移動・転倒によるものである。

表1-5 大竹断層（小方－小瀬断層）地震被害想定結果（建物被害）

市町	建物被害			
	全壊棟数		半壊棟数	
		主な原因		主な原因
岩国市	17,495 棟	揺れ (89%)	27,318 棟	揺れ (90%)
山口県全域	21,454 棟	揺れ (83%)	41,568 棟	揺れ (86%)
県内の被害における 本市の割合	82%		66%	

市町	火災による建物被害（焼失棟数）					
	冬の早朝 5 時		冬の昼 12 時		冬の夕方 18 時	
	風速 3m/s	風速 15m/s	風速 3m/s	風速 15m/s	風速 3m/s	風速 15m/s
岩国市	160 棟	2,819 棟	610 棟	4,509 棟	556 棟	4,260 棟
山口県全域	171 棟	3,205 棟	652 棟	5,030 棟	598 棟	4,781 棟
県内の被害における 本市の割合	94%	88%	94%	90%	93%	89%

出典：「山口県地震被害想定調査報告書」平成20年3月「山口県地震防災対策推進検討委員会」より集計

表1-6 大竹断層（小方－小瀬断層）地震被害想定結果（人的被害）

岩国市の人的被害		死者	負傷者	重症者 (負傷者の内数)	自力脱出 困難者	災害時 要援護者
冬の 早朝 5 時	風速 3m/s	1,080 人	3,185 人	721 人	2,552 人	422 人
	風速 15m/s	1,327 人	3,421 人	786 人	2,552 人	422 人
冬の 昼 12 時	風速 3m/s	905 人	2,794 人	624 人	2,161 人	
	風速 15m/s	1,364 人	3,162 人	726 人	2,161 人	
冬の 夕方 18 時	風速 3m/s	913 人	2,773 人	626 人	2,166 人	
	風速 15m/s	1,319 人	3,104 人	719 人	2,166 人	

出典：「山口県地震被害想定調査報告書」平成20年3月「山口県地震防災対策推進検討委員会」より集計

(3) その他の断層による想定地震と被害想定結果

本市に主として関係する想定地震による被害の概要は以下のとおりである。

表 1-8 その他の断層による想定地震と被害想定結果

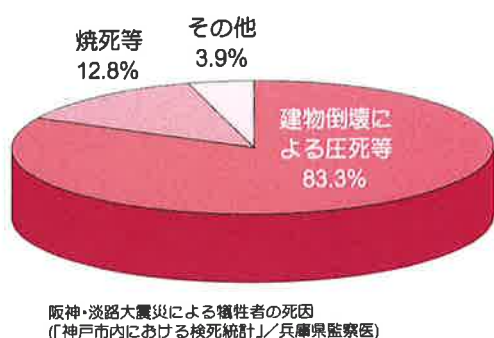
被害量		地震動	建物被害		
想定地震	地震規模	本市における最大震度	全壊の主な原因(割合)	全壊棟数	半壊棟数
安芸灘～伊予灘の地震	M7.25	6弱	液状化(50%)	341棟	2,478棟
大河内断層	M6.8	6強	揺れ(63%)	867棟	4,194棟
日積断層	M6.7	6強	土砂災害(37%)	800棟	4,011棟
中央構造線断層帯	M8.0	6弱	液状化(52%)	400棟	2,636棟
徳佐一地福断層	M7.2	5強	液状化(52%)	161棟	354棟
佐波川断層	M7.4	6弱	土砂災害(56%)	225棟	1,076棟

※「岩国市地域防災計画」の被害想定結果から建物被害の一部を抜粋

3. 大地震の経験から学ぶ耐震化の必要性

(1) 死亡原因

阪神・淡路大震災では、死者の8割以上が建物の倒壊などによる圧死だといわれている。この中には、家具の転倒なども含まれている。



(出典：パンフレット『地震に強い住まいのために』 山口県土木建築部)

図 1-3 阪神・淡路大震災における死因

(2) 被害の多い住宅

昭和56年6月に耐震基準が見直されたが、それ以前に建てられた住宅の多くが阪神・淡路大震災の際に大きな被害を受けている。

表 1-9 阪神・淡路大震災で被害の多くあった住宅

建築時期	昭和24年以前	昭和25年～ 昭和45年以前	昭和46年～ 昭和55年以前	昭和56年以降
木造住宅の被害状況	極めて多数倒壊	多数倒壊	かなりの被害	被害少ない

(出典：パンフレット『地震に強い住まいのために』 山口県土木建築部)

(3) 耐震化の必要性

南海トラフ地震などの大地震が近い将来おこるといわれていること、また本市にも活断層があり、地震がいつおこっても不思議ではないことから、地震が起こった際の備えを、平時からしておく必要がある。

大地震への対策のなかで、大きな効果が期待されるのが、住宅やその他の建物の耐震化である。特に、旧耐震基準で建築された建物の耐震化が不可欠と言える。

第2章 耐震化の基本方針

1. 耐震化の状況

(1) 住宅の耐震化状況

令和5年住宅・土地統計調査によると、岩国市内の居住世帯がある住宅数は55,870戸となっている。このうち、耐震化の対象となる旧耐震基準で建設された住宅は約17,300戸（約30%）で山口県平均（28.1%）と同程度であり、全国平均（約21%）と比較してもその割合が高く、特に耐震化の対象となる住宅のうち、木造戸建は約13,700戸（約80%）でその大半を占める。

居住世帯がある住宅数に占める耐震性のある住宅の割合を示す耐震化率（推計値）は84.5%であり、本計画策定時点から少しずつ耐震化は進んでいるものの目標達成していない状況である。

表2-1 居住世帯がある住宅の耐震化状況

区分	戸数	昭和56年以降	昭和55年以前	耐震性あり	耐震性なし・不明	耐震化率
居住世帯がある住宅	55,870	38,610	17,260	8,590	8,670	84.5%
木造戸建	34,020	20,260	13,760	6,230	7,530	77.9%
共同住宅等※	21,850	18,350	3,500	2,360	1,140	94.8%

資料：令和5年住宅・土地統計調査より推計

※共同住宅等：木造および防火木造戸建て住宅以外の戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅

※築年数不詳は、按分計上による。

表2-2 居住世帯がある住宅の耐震化率の推移

区分	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年	変更前の目標 (令和4年度時点)
居住世帯がある住宅	64.1%	70.7%	72.0%	82.6%	84.5%	90.0%
木造戸建	54.8%	57.0%	60.6%	76.4%	77.9%	
共同住宅等	84.2%	94.3%	95.9%	95.0%	94.8%	

※平成15年は、山口県住宅耐震化方策策定等業務報告（一部推計見直し）

平成20年は、平成20年住宅・土地統計調査より推計

平成25年は、平成25年住宅・土地統計調査より推計

平成30年は、平成25年住宅・土地統計調査より推計（国の推計方法見直しと同様に正確に反映できる方法にて推計）

令和5年は、令和5年住宅・土地統計調査より推計（平成30年推計と同様の方法にて推計）

(2) 多数の者が利用する建築物等の耐震化状況

①市有施設

多数の者が利用する建築物のうち市有施設の令和7年7月時点の耐震化状況については、全体で97.0%である。施設別にみると、小中学校が100%（休校を除き、用途の供している建築物に限る。）、市営住宅が100%、その他市有施設が85.7%である。

「小中学校」は、平成20年8月に「岩国市学校施設耐震化推進計画」（平成19年12月策定）を見直し、平成20年度から平成28年度までの耐震化目標期間とし、年次計画を基に、計画的に耐震補強工事を実施した。

表2-3 市有施設の耐震化状況

区分	全棟数	昭和57年以降 建築棟数	昭和56年以前 建築棟数	耐震性 あり	耐震性 なし・不明	耐震化率
市有施設 計	134	58	76	72	4	97.0%
小中学校	63	21	42	42	0	100.0%
市営住宅	43	19	24	24	0	100.0%
その他	28	18	10	6	4	85.7%

資料：令和7年7月時点 岩国市資料集計結果による

注1) 棟数については、本計画に係り、建築物の形状的な棟数にて集計したものであり、1つの構造体（エキスパンションジョイント）毎の棟数とは異なる。

表2-4 市有施設の耐震化率の推移

区分	平成18年	平成22年	平成28年	令和2年	令和7年	変更前の目標 (令和5年3月時点)
市有施設 計	50.4%	54.6%	83.1%	94.7%	97.0%	令和7年度末までに 耐震性が不十分な ものを おおむね解消
小中学校	29.4%	37.7%	88.4%	100.0%	100.0%	
市営住宅	92.9%	93.0%	95.3%	100.0%	100.0%	
その他	37.0%	37.9%	53.3%	74.1%	85.7%	

②民間施設

多数の者が利用する建築物のうち民間施設の令和元年度時点の耐震化状況については、次の表に示すとおり、建築物が87.8%、危険物貯蔵施設が92.3%で、民間施設合計で88.4%となっている。目標達成はしていないが、少しずつ耐震化が進んでいる状況である。

表2-5 民間施設の耐震化状況

区分	全棟数	昭和57年以降 建築棟数	昭和56年以前 建築棟数	耐震化状況		耐震化率
				耐震性あり	耐震性なし・不明	
民間施設 計	302	244	58	23	35	88.4%
建築物	263	208	55	23	32	87.8%
危険物貯蔵施設	39	36	3	0	3	92.3%

資料：令和7年7月末時点 岩国市資料集計結果による

表2-6 民間施設の耐震化率の推移

区分	平成18年度	平成21年度	平成24年度	令和元年度	令和7年7月	変更前の目標 (令和5年3月時点)
民間施設 計	62.6%	80.1%	83.0%	87.8%	88.4%	令和7年度末までに 耐震性が不十分なもの をおおむね解消
建築物	66.1%	79.4%	82.5%	87.1%	87.8%	
危険物貯蔵施設	49.2%	87.1%	87.5%	92.3%	92.3%	

③要緊急安全確認大規模建築物

多数の者が利用する建築物等のうち、平成25年5月の法改正により耐震診断が義務付けられた法附則第3条第1項各号に規定される要緊急安全確認大規模建築物は、本市では令和5年3月時点において、19棟存在しており、すべての棟が耐震性を有している。

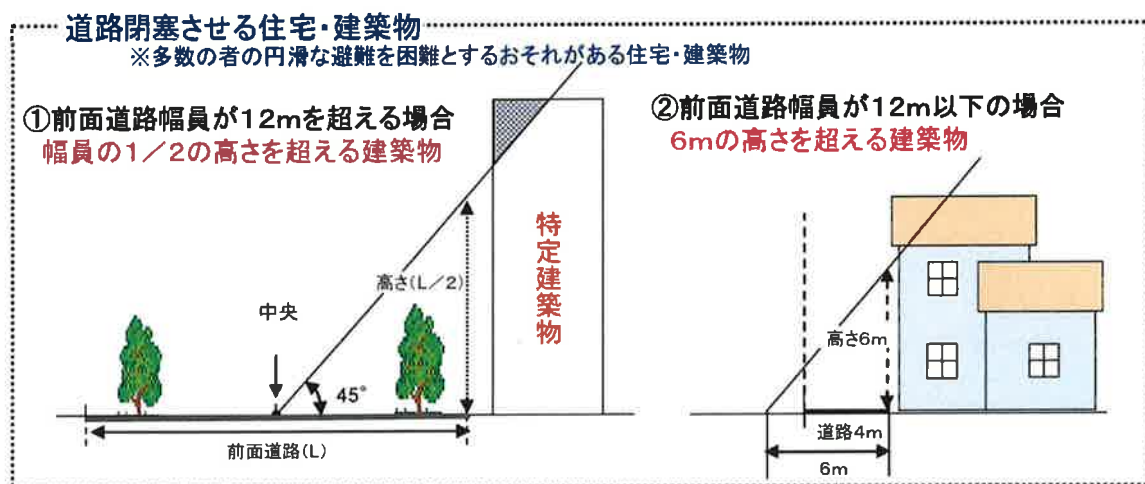
④要安全確認計画記載建築物

大規模な地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物のうち、平成25年5月の法改正により耐震診断が義務付けられた法第5条第3項第1号に規定される要安全確認計画記載建築物として指定された建築物は、現在のところ、本市にはない。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況

緊急輸送道路(注)の沿道にあり、地震被災時に当該道路を閉塞するおそれのある建築物のうち、旧耐震基準で建築されたものは、本市においては、十数棟(R2.3調査)ある。これらの建築物には、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられているものの、耐震改修等には相当の費用を要することなどから、耐震診断が進んでおらず、耐震性が確認されていないものが存在しているものと考えられる。

図2-1 対象となる建築物のイメージ



本計画における緊急輸送道路とは、地震による建築物の倒壊・閉塞によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき道路をいう。県計画において、法第5条第3項第3号に基づき指定された、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画(令和5年3月改定)」の「第一次緊急輸送道路」をいう。

なお、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化が進んでいない現状を解消するため、本市においては県と協力して耐震診断及び耐震改修に関する補助制度を設け、耐震化の促進に努めている。

2. 耐震化の基本方針

本計画の実施にあたっては、住宅・建築物耐震改修等事業の積極的な活用を図るとともに、県、建築関連団体、建築物の所有者等との連携と協力のもと、積極的に建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図るものとする。

(1) 耐震化率の目標

国の基本方針において、住宅については令和17年までに、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としている。

また、県計画における県内の耐震化率は、令和12年度までに、住宅については94%、耐震診断義務付け対象建築物についてはおおむね解消することを目標としている。

本市の耐震化率については、国の基本方針及び県計画の状況を踏まえ、住宅の耐震化率については令和12年度までに94%、多数の者が利用する建築物等のうち市有施設については令和12年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

多数の者が利用する建築物等のうち耐震性が不足している耐震診断義務付け対象建築物については解消している。一方で、それ以外の建築物については努力義務が課せられているものの、耐震化が進んでいないのが現状のため、耐震診断により耐震性の確認を行い、耐震改修等により耐震化を図ることを目標とする。

旧耐震基準の緊急輸送道路沿道建築物は、平成17年11月の法改正により、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられており、所管行政庁による指導及び助言が可能であったが、平成25年5月の法改正により、新たに所管行政庁による指示・公表も可能となった。

緊急輸送道路沿道建築物については、これまで耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられていたものの、耐震化が進んでいないのが現状のため、支援制度を活用した積極的な耐震診断を促し、耐震改修等により耐震化を図ることを目標とする。

表2-4 耐震化率の状況と目標

種 類	耐震化率	
	状 況	目 標
住 宅	84.5% (注1)	令和12年度末までに 94%
多数の者が利用する建築物等 (市有施設)	97.0% (注2)	令和12年度末までに 耐震性が不十分なものを おおむね解消

注1) 令和5年住宅・土地統計調査より推計。

注2) 令和7年7月時点の集計結果による。

(2) 目標達成に向けた基本方針

①住宅

住宅については、令和12年度末までに耐震化率94%の目標を達成するためには、住宅の耐震化推進施策の実施により、耐震改修を上積みすることが必要である。

このため、一戸建ての木造住宅や共同住宅に対する支援制度を推進し、積極的な活用を促し、耐震化を促進していく必要がある。

②多数の者が利用する建築物等（市有施設）

小中学校及び市営住宅以外のその他市有施設の建物については、まずは耐震診断を実施し、耐震改修すべき戸数を把握する。次に、必要に応じて施設別の耐震改修スケジュールの策定を検討し、着実に耐震化を図っていく。

表2-5 多数の者が利用する建築物等（市有施設）の基本方針

	耐震性なし又は不明建物	耐震化に向けた基本方針
	棟数	
小中学校	0棟	小中学校については、計画的に耐震補強工事を実施し、耐震性が不足する建築物は解消した。
市営住宅	0棟	計画的に耐震補強工事を実施し、耐震性が不足する建築物は解消した。
その他	4棟	28棟のうち4棟（約14%）の建物が耐震性なし又は不明であることから、まずは耐震診断を実施し、耐震改修の要否を把握する。次に、必要に応じて施設別の耐震改修スケジュールの策定を検討し、着実に耐震化を図っていく。

注1) 令和7年7月時点の集計結果による。

注2) 棟数については、本計画に係り、建築物の棟数にて計上したものであり、1つの構造体（エキスパンションジョイント）毎の棟数とは異なる。

③多数の者が利用する民間建築物等（民間施設）

民間施設においては、現行耐震基準による建物の増加と旧耐震基準による建物の減失が要因となり耐震化は進んでいるが、さらなる耐震化の推進に努める。

耐震性が不足する建物は、建築物等・危険物施設ともに、耐震診断の実施状況が不明なことから、まずは耐震診断の実施を促進し、耐震改修すべき棟数の把握に努める。

次に、耐震改修の必要性に関する周知等を行うとともに、必要に応じて地域別施設別に支援策を設けることを検討し、耐震改修を促進していく。

なお、防災上重要な施設には、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、大規模な地震が発生した場合において、公共的にその利用が可能な建築物も想定される。

これらの公共的な用途の建築物で「多数の者が利用する建築物等」に該当する建築物の耐震化を図っていく。

表 2-6 多数の者が利用する建築物等（民間施設）の基本方針

	耐震性なし 又は不明建物	耐震化に向けた基本方針
建築物等	32棟	耐震性なし又は不明建物の内、88.5%（31棟）の建物について耐震診断の実施状況が不明であることから、まずは耐震診断の実施を促進し、耐震改修すべき戸数の把握に努める。 次に、耐震改修の必要性に関する周知等を行うとともに、必要に応じて地域別施設別に支援策を設けることを検討し、耐震改修を促進していく。
危険物施設	3棟	

注1）令和7年7月時点の集計結果による。

④緊急輸送道路沿道建築物

地震に強いまちづくりを推進するためには、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路の重要性を踏まえ、本計画において指定する道路の沿道建築物の耐震化を促進していくことが必要である。

これらの建築物は、これまで耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されていたものの、耐震改修等には相当の費用を要することから、耐震化が進んでいないのが現状であるため、支援制度を活用した積極的な耐震診断を促し、耐震改修等により耐震化を図ることを目標とする。

第3章 耐震化の取組方針

1. 役割分担

(1) 市の役割

市は住民の最も身近な立場から、地域の実情に応じた建築物の耐震化の促進のための施策を行うことが重要である。また、住民、自治会等が行う耐震診断及び耐震改修を支援し、連携して以下のことを実施する。

①耐震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定

- ・市計画の策定、見直し
- ・住宅の耐震化を緊急的に促進するための具体的な行動計画をアクションプログラムとして定める。

②耐震改修等の実施、促進

- ・市有施設について耐震診断及び耐震改修の具体的な計画を策定し、計画的な耐震の促進
- ・民間施設の耐震診断及び耐震改修の促進
- ・特に耐震改修の必要な建築物の設定及び耐震改修等の誘導
- ・耐震診断等に対する専門家の派遣や、各種補助事業の実施の他、税制補助のための証明等
- ・法第7条第3号の規定に基づく要安全確認計画記載建築物の指定及び耐震診断結果の報告期限の指定
- ・法第6条第3項第1号及び第2号の規定に基づく通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路の指定
- ・法第14条の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物に対する指導・助言・指示・公表
- ・法第17条第3項の規定に基づく計画の認定
- ・法第22条第2項の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ・法第25条第2項の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- ・耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断の結果の公表
- ・省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修、段階的な耐震改修の実施等に関する助成制度の検討

③所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等

- ・耐震診断及び耐震改修等相談窓口の設置・運営
- ・所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等
- ・定期調査報告の機会を捉えた意向調査の実施など建築物の所有者等に対する個別の働き掛け
- ・高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の活用促進に向けた普及啓発
- ・昭和56年の耐震基準導入以降で平成12年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施促進に向けた普及啓発
- ・自治会等各団体と建築物の耐震性向上、家具の転倒対策、ブロック塀等の転倒対策等について連携し取り組む。
- ・地震ハザードマップの策定による注意喚起

④県、住宅・建築関係団体等との連携

- ・県、住宅・建築関係団体等との連携体制の構築
- ・緊急輸送道路に係る施策の一体的な推進

（２）建築物所の所有者等

建築物の耐震化は、所有者等自らの問題として取り組むことが不可欠であり、所有者等は以下のことを実施する。

- ・ 自らが所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施
- ・ 耐震診断の結果を踏まえた建替え、耐震改修の実施

2. 建築物所有関係別の耐震化の取組方針

（１）市有建築物における耐震化の取組方針

①耐震化に関する基本的な考え方

市有建築物の各施設管理者は、それぞれ管理する施設の耐震診断を計画的に実施し、その結果を公表する。また、耐震診断の結果に基づき、耐震改修を計画的に実施し、耐震性の向上を図るものとする。

特に、震災時における活動の拠点となる公共施設を防災上重要な建築物（岩国市地域防災計画による）として位置づけ、優先的・重点的に耐震診断・改修を進めていく。

【防災上重要な建築物】（岩国市地域防災計画による）

- ・ 災害対策本部組織が設置される施設（本庁舎等）
- ・ 医療救護活動施設（診療所等）
- ・ 応急対策活動施設（消防署、出張所等）
- ・ 避難収容施設（幼稚園、学校、公民館等）
- ・ 社会福祉施設等（保育園、障害・老人福祉施設等）
- ・ 不特定多数の者が利用する施設（社会教育施設、観光施設等）

②耐震性能に関する考え方

市有施設の耐震化に際しては、一般的な地震動に際して機能に重大な支障が生じないことや、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを目標に、耐震改修等を行うものとする。

特に、次に示す施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震等に際しても他の施設等に比べ耐震性能に余裕をもたせることを目標とする。

【特に高い耐震性を備えるべき施設等】

- ・ 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
- ・ 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
- ・ 多数の利用者等を収容する建築物等

（２）民間建築物における耐震化の取組方針

民間建築物の耐震改修等は、自助努力により取組むことが原則である。目標を達成するためには、耐震改修促進施策による上積みが必要である。
このため市としても、民間建築物所有者に対して耐震性の確保についての指導や情報提供により支援を行う。なお、自助努力による耐震化が困難な民間建築物所有者に対して耐震診断や耐震改修に要する費用の一部補助を検討する。

①耐震化の向上を図るための基本的な取組

耐震化を促進するためには、まずは耐震診断を実施し、耐震性の有無を確認するとともに、耐震性が不足するならばどの程度不足するのかを把握する必要がある。

しかし、本市がこれまでに行った民間住宅所有者に対するアンケート調査（以下、「アンケート調査」という）では、耐震診断を実施した割合、耐震改修を実施済の割合がともに0%～3.8%程度と、かなり低い状況である。

耐震診断に取り組まない理由として最も多い回答が経済的な理由によるものであり、「依頼する適当な業者がない、分からないから」を挙げる方もみられた。

行政に望む事として最も多い回答が「費用の補助」であることから耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修の費用の一部補助を実施する。また、「依頼する適当な業者がない、わからない」という方に対しては診断員の派遣制度に引き続き取り組む。

ただし、対象については、耐震化率が低く、かつ、全体の戸数が多い、木造戸建て住宅を対象とする。

②耐震化を促進するための環境整備

アンケート調査では、耐震診断に取り組まない理由として最も多いのが経済的な理由であったが、実際にかかる費用や本市の補助制度について知っている人は非常に少ない状況であり「耐震診断・改修の方法が分からない」との回答も多くみられ、情報の周知活動が不十分と考えられる。また、アンケート調査では、近所の公民館等での説明会への参加意欲は高く、近隣住民と合同の方が診断・改修に取組やすいという回答も多い結果が得られている。

このことから、耐震診断・耐震改修の事例、耐震診断・改修を行う事業者や技術者、相談窓口の紹介、各種セミナー開催等の案内の他に、各地域の公民館等での合同説明会を実施等、耐震診断・改修の事（費用・方法・期間・補助）についての周知活動を十分に行なうことにより、耐震化を促進するための環境づくりを行っていく。また、今後の耐震診断・改修を担う人材（技術者）の育成を図ることについても検討する。

③耐震化に関する啓発

アンケート調査では、耐震診断・改修に取り組まない理由として「大規模な地震は起きないと思っている」「今のままでも十分耐震性があると思っている」と回答する方や、その他の自由回答の中には、「後を見る人もいないので考えていない」「高齢でやっても意味が無い」という消極的な意見も見られた。

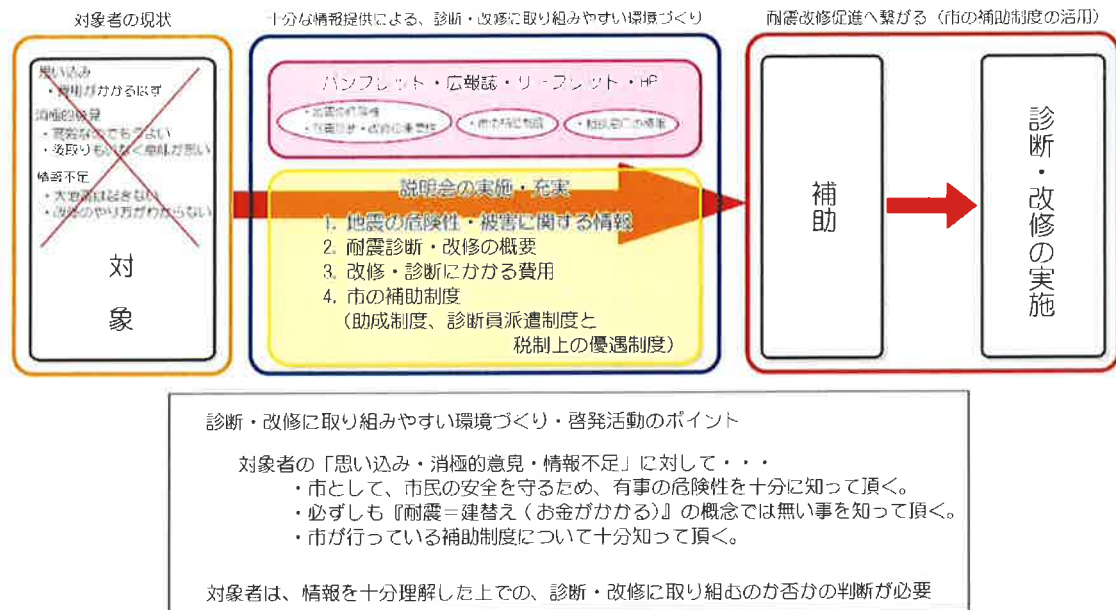
このため、地震が起こった際の危険性や、地震による建物全壊が近隣住民に対して与える影響や危険性について、説明会やホームページ本市広報誌等により周知するとともに、耐震診断や耐震改修を啓発するためのリーフレットの作成・配布を行うことにより、地震に対する危機意識を啓発する。

また、近年バリアフリー化などを図るためのリフォームに取り組むケースが増えていること、リフォームと耐震改修を同時に行えれば別々に実施するよりも費用が軽減できることから、リフォームに併せて耐震改修を実施することについても啓発していく。

④関連施策の推進

大地震が起こった際の被害軽減を図るためには、建築物の耐震化と併せて、窓ガラス・外壁の落下防止、大規模建築物における天井崩落対策、エレベーターの閉じ込め等防止対策、給湯設備の転倒防止、ブロック塀等の倒壊対策及び屋根瓦の脱落防止対策などを実施することが有効である。

このため、こうした取組についても併せて推進し、より安全な取組を行っていく。



（３）緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を図るため、法第５条第３項第２号及び第３号並びに第６条第３項第１号及び第２号の規定に基づく道路については、県と協議を行なうとともに県計画及び「岩国市地域防災計画」に指定される緊急輸送道路との整合を図りながら実態に即して指定する。

地震により防災上重要な道路の沿道の建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障をきたし、甚大な被害につながる恐れがあり、地震発生後の緊急輸送物資等の輸送や復旧・復興を困難にさせることが見込まれるため、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、沿道の建築物について、重点的に耐震化を促進する。

- ・県計画では「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」の第一次緊急輸送道路を法第５条第３項第３号に基づく道路として指定しており、本計画においても、法第７条第３号の指定を、今後検討していく。

（４）避難路沿道ブロック塀等の安全確保

平成30年６月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震において、組積造又は補強コンクリートブロック造の塀（以下、ブロック塀等という。）の倒壊により重大な被害が生じたことから、避難路沿道等（※注）の倒壊の危険性のあるブロック塀等について、安全確保に取り組む。

（※注）避難路沿道等

本計画におけるブロック塀等の安全確保を行う避難路沿道等とは、次に掲げる避難路を指定する。

- ①「岩国市地域防災計画」に指定される緊急輸送道路又は防災上重要な道路
- ②岩国市が設置する小学校又は中学校で定める通学路

- ・「岩国市地域防災計画」に指定される避難路又は避難地については、その指定状況により今後見直していく。

3. 優先順位等に関する耐震化の取組方針

(1) 重点的に耐震化すべき区域

緊急輸送道路、避難路沿道等や、木造住宅が密集している地区を重点的に耐震化すべき区域と設定する。

重点的に耐震化すべき区域については、自治会等へ耐震化に関する普及・啓発に努める。

(2) 優先的に耐震化を図る建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、旧耐震基準で建築された建築物が前提となる。

地震が発生したとき、災害応急対策拠点である公共施設が最も優先される。例えば、市役所等の庁舎、病院・診療所、警察署・消防署など災害活動の場となる施設や、学校(体育館)、公民館・集会所等の避難所となる施設が挙げられる。

次いで、多くの人が集まる建築物が優先される。例えば、観覧場、図書館等や、また市営住宅や民間の住宅も挙げられる。

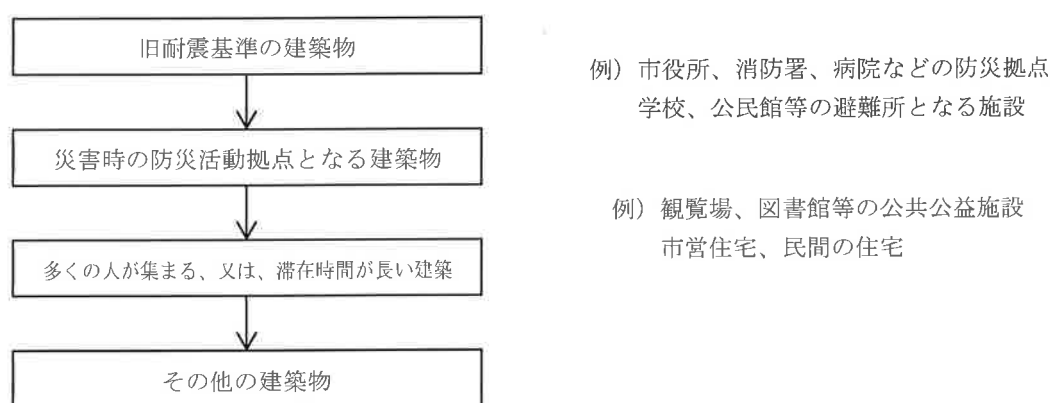


図3-2 耐震化を図る上での建築物の優先順位設定の考え方

(3) 優先的に耐震化を図る民間建築物

民間建築物における耐震化の優先順位について、建物の種類では、耐震化率が低く、かつ、数も多い木造戸建て住宅を、他の建物よりも優先的に取組む。

また、区域では、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路の重要性を踏まえ、その沿道建築物を最も優先順位が高いと判断する。次いで建物が密集する地区とする。

なお、建築物の種類と区域とを合わせて考えると次の表に示す通りとなる。

表3-1 民間建築物における耐震化の優先順位

ゾーン \ 建物種別	木造戸建て住宅	その他
緊急輸送道路、避難路沿道等	I	II
建物が密集する地区	II	IV
その他の区域	III	V

注) I 優先度高い > V 優先度低い

第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開

1. 耐震化率の向上を図るための基本的な取組

令和12年度までに耐震化率を目標数値までに引き上げるためには、耐震性が不十分な旧耐震基準建築物の耐震改修や建替を促進させる必要がある。

また、平成19年度に市が実施したアンケート調査結果では、耐震診断・改修を行うための助成が求められており、平成23年度のアンケートの調査結果では、依頼する適当な業者がない（分からない）という意見が見受けられる。このため、耐震改修等をより一層促進するために、国及び県の補助事業等の助成制度を活用し、費用の一部助成の実施及び平成23年度のアンケート結果を踏まえ、耐震診断員の派遣制度を実施し、住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

（1）住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定、毎年度支援目標を設定すると共に、実施・達成状況を把握検証する。

（2）耐震診断、耐震改修の補助制度

本市においては、旧耐震基準の住宅及び建築物の耐震診断を進めるとともに計画的な耐震改修に向けた支援について、一層の耐震化の促進を図るため、費用の一部を助成する施策に加え、新たな施策を拡充することを引き続き検討する。

①住宅への補助

一層の耐震化の促進を図るため、国・県と連携しながら、一戸建ての木造住宅の所有者に対して耐震診断（診断員の派遣制度）・耐震改修の費用の一部助成をするとともに、共同住宅の耐震診断の費用についても一部助成をする。

注）耐震改修の場合、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内の住宅については、土砂災害対策改修を併せて実施するもの又は実施したものに限る。令和5年度以降適用。

②緊急輸送道路沿道建築物への補助

地震に強いまちづくりを推進するため、地震発生時に閉塞を防ぐ道路の重要性を踏まえ、緊急輸送道路の沿道にあり、地震被災時に当該道路を閉塞する恐れのある建築物の建物所有者に対して、耐震診断及び耐震改修に要する費用について、県と協力して財政支援を行う。

③建築物への補助

国・県と連携しながら、学校（小、中、高等学校）、病院、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の公共的な建築物については、他の多数の者が利用する建築物等に比べ、早急に耐震化を促進する必要があることから、建物所有者に対して耐震診断に要する費用の一部を助成する。

また、要緊急安全確認大規模建築物のうち、避難弱者や不特定多数の者が利用するものや、要安全確認計画記載建築物のうち、地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震診断に要する費用を助成するとともに、補強設計、耐震改修に要する費用の一部助成を行うことを検討する。

④ブロック塀等に係る補助

避難路沿道等に存する現行基準に適合しないブロック塀等については、緊急的に対策していく必要があることから、国・県と連携しながら、ブロック塀等の所有者に対して除却に要する費用の一部助成をする。

⑤県の支援制度等の紹介

県では、私立の学校（中高校）が行う耐震診断及び耐震補強工事、並びに私立幼稚園が行う耐震補強工事に対して、国（文部科学省）の補助事業に加えて一部助成を行っている。

本市においても、県事業の周知により、私立学校・幼稚園の耐震化を促進していくものとする。

⑥建築物の地震に対する安全性に係る認定に関する事項

本市においては、地震に対する安全性について判断できるように、法第22条第2項の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定を促進する。

また、公共建築物について法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用することを促進する。

⑦区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定に関する事項

本市においては、円滑な耐震改修の実施を促進するため、法第25条第2項の規定に基づく区分所有者建築物の耐震改修の必要性に係る認定や、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第10条第2項の規定に基づく除却の必要性に係る認定の活用を促進する。

（３）税制上の優遇策

①所得税の特別控除

既存の個人住宅を耐震改修した場合、所得税額から一定の額が控除される場合があります。（要件、実施期間等は、事前に岩国税務署にお問合せください。）

②固定資産税の減額

昭和57年1月1日以前から所在する住宅を耐震改修した場合、120㎡相当部分につき、翌年度分の固定資産税が2分の1に減額されます。

（要件、実施期間等は、事前に岩国市 課税課 家屋償却資産班にお問合せください。）

2. 耐震化を促進するための環境整備

住宅・建築物の所有者等が自らの問題として耐震改修等に取り組むことが住宅・建築物の耐震化の促進につながるものといえる。本市は、住宅等の所有者等の取組を支援するという観点から、耐震改修等を行いやすい環境の整備や経済的な負担軽減のための制度などを立案していく必要がある。

(1) 耐震改修に関する情報提供

①啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

耐震改修を推進していくためにも、地震被害の現状や予想や耐震診断問診票、地震への対応を踏まえた住まい方や人々への情報や対策について記載したリーフレットや、住宅のリフォームにあわせた耐震改修のなどの事例紹介集を、市内の各相談窓口や各種セミナー等において提供する。また、ホームページ等で紹介する。

②技術者の情報提供

耐震診断及び耐震改修を行う技術者の情報を提供して欲しいという市民の要望があることから、講習会の受講修了者を登載した「山口県木造住宅耐震診断・耐震改修技術者名簿（講習会の受講修了者）」等を、耐震診断・耐震改修の相談窓口やホームページ等で情報提供する。

③耐震性がある建築物の情報提供

耐震改修等の実施の有無の判断を容易にするため、定期調査報告対象建築物については、定期調査報告の提出書類として耐震改修の有無等の書類の提出を求め、その情報を一般に閲覧可能とする。

（２）相談窓口等の設置

耐震改修など、住宅及び建築物の耐震化について市民の相談に適切に対応するため、本市では、建築指導課及び建築住宅課に耐震相談窓口を設置する。それぞれの担当（課、電話番号）は次のとおりである。

表4-1 岩国市の相談窓口の一覧

相談内容	担当課	電話番号
耐震診断・耐震改修等について	建築指導課	0827-29-5165
	建築住宅課	0827-29-5138
技術者の情報提供について	建築住宅課	0827-29-5138
耐震改修促進税制について	課税課	0827-29-5056

これらの相談窓口においては、耐震診断、補強設計、耐震改修、助成制度、税制等についての相談及び情報提供などを行うこととする。

また、市民からの住宅・建築物の耐震化及び安全な住まい方に対する相談に適切に対応できる体制づくりのために職員のレベルアップを図る。

表4-2 山口県・国の相談窓口の一覧

窓口名称・団体名	担当課	備考
山口県土木建築部建築指導課	指導班	建築物担当
山口県土木建築部住宅課	民間住宅支援班	住宅担当
岩国土木建築事務所	建築住宅課	柳井土木建築事務所が兼務
岩国税務署	個人課税 第一部門	

（３）技術者育成等

専門的知識を有する建築技術者に対して、耐震改修等を促進するための施策への協力や建物所有者への適切なアドバイス等が行えるように、その資質の向上を目指して耐震改修工事等に関する情報提供に努める。

（４）説明会の実施

耐震改修を推進していくための情報提供や相談窓口設置の延長施策として、説明会等を実施し、市民へ耐震診断・改修についての情報を直接提供する場を設ける。説明会では耐震診断・改修に関わること（費用・方法・期間・補助）についての説明を行い、市民の耐震診断・改修に対する知識不足を補うよう努める。

3. 耐震化に関する啓発

(1) パンフレットの作成・配布等

耐震改修等を促進するため以下の事業を実施する。

①啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震による被害の重大性や耐震診断を行うための問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、効率的な耐震改修の提案として、リフォームに併せた住宅耐震改修法を紹介する事例集を、市内の各相談窓口に設置するとともに、ホームページ等で紹介する。また、各種セミナー等においても活用することとする。

②多数の者が利用する建築物等に対する普及・啓発

多数の者が利用する建築物等の耐震化を図るために、定期調査報告対象建築物については、定期的な調査に併せて、耐震診断、改修等を実施するよう促す。

(2) リフォームに併せた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的である。

このため、リフォームと併せて耐震改修が行われるよう、ホームページやセミナー等を活用して、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供を行う。

(3) 地震防災マップの作成・公表

住宅・建築物の耐震化を促進するに当たり、建築物の所有者等の意識の向上を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）を作成・公表する。

地震防災マップは、地震による揺れやすさだけでなく、地域の特性に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する項目についても盛り込み、より分かりやすいものとするのが重要である。

(4) 説明会の実施

耐震診断・改修の情報提供と併せて、説明会を実施し、市民に対して直接的な啓発活動を行なうことにより、地震被害の危険性及び耐震化の重要性を理解して頂けるよう努める。

4. 関連施策の推進

平成17年の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震などの被害状況から、地震の発生により外壁タイルや窓ガラスや天井といった建築物の窓ガラスの落下等による人身事故や、ブロック塀の倒壊、エレベーター内の閉じ込め等事故が多数発生している。これらの地震による被害を防止するためには、建物本体の耐震化に併せて、次に掲げる関連施策を推進していく。

(1) 窓ガラスの落下防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震において、窓ガラスの落下による人身事故の発生があり、建築基準法関連告示で窓ガラスの固定方法等が改正^(注)された。

また、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華街にある不適格な商業施設の窓ガラスが落下し、問題が再度提起された。

さらに、東日本大震災では、建物の外装材が剥離・落下する被害が多数確認されたことから、現行の基準に適合しない窓ガラスの落下防止と併せて、外壁の落下防止について定期調査報告の提出時や防災査察、防災パトロール等の実施時に改修・改善等を指導する。

注) 建築基準法関連告示改正昭和53年に屋外に面したはめころし窓のガラス施工の場合、硬化性シーリング材を使用しないように基準が改正された。

(2) 大規模建築物における天井崩落対策

平成14年の芸予地震のときに学校の体育館の天井が崩落したことを受けて、天井の触れ止めの設置やクリアランスなどに関する基準（「大規模建築物の天井崩落対策について（技術基準）」（平成15年10月15日付け国住指発第2402号））が作成された。

また、平成17年8月の宮城県沖地震のときに技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩落したことを受け、大規模空間を有する体育館などの建築物について国から再度技術基準への適合が求められた。

さらに、平成23年3月の東日本大震災のときには、大規模空間を有する建築物の天井が脱落した事案が多数生じたことから、平成25年7月に建築基準法施行令が改正され、天井の脱落防止措置の基準が定められたことに伴い、建築物の定期調査報告に係る調査方法が見直された。

専決基準：許可基準

第1：省令2号 【第2】

第2：省令3号タイプ1【第3タイプ1】

第3：省令3号タイプ2【第3タイプ2】このことから、技術基準に適合していない建築物は、大規模修繕や定期調査時を捉え、技術基準に適合するように既存建築物の所有者や管理者に対して必要な指導・助言を行う。

（３）地震時におけるエレベーターの閉じ込め等防止対策

地震において、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生する事が多いことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組むものとする。

地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、1998年以降の「昇降機耐震設計・施工指針^(注)」（以下「新指針」）によるエレベーターでの故障等は発生していなかったことが報告されている。

さらに、東日本大震災における被災状況に鑑み、平成25年7月には、建築基準法施行令が改正され、エレベーター、エスカレーター等の脱落防止措置の基準が定められた。

このため、新指針に適合しない所有者等に対して、新指針と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発する。

また、閉じ込め等事故防止のため地震時管制運転装置の設置も合わせて指導を行う。

また、東日本大震災では、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことから、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1388号）に基づき給湯設備の転倒防止の指導を行う。

注）建設省（現国土交通省）から委託を受けた（一財）日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施工指針検討委員会」が昇降機の耐震設計・施工についての一般的な指針を定めたもの。

（４）ブロック塀等の倒壊対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者が出たことにより、ブロック塀に関する基準が改正されたが、平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、通学中の小学生が倒壊したブロック塀の下敷きとなる事故が発生しており、倒壊対策に関する一層の取組が求められている。

ブロック塀等は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人的被害が発生する可能性が高いことから、その対策を行う情報提供を行う。

第5章 その他の事項

1. 耐震改修促進に向けた体制づくり

(1) 自主防災組織、自治会等との連携

地域における住民間の連携や、日ごろからの地震に対する意識などの備えのためには、住民に最も身近な自治体である市が、地域の自主防災組織、自治会等と連携して対策を行うことが必要である。

自主防災組織、自治会等との連携活動として、地域防災対策の普及・啓発を行い、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀等の改修・撤去、家具の転倒防止等の取組を行うことが重要である。市としては、自主防災組織に対する活動支援を行う。

市：自主防災組織、自治会等に対する育成・指導、地域毎での普及・啓発活動等
自治会等：住民同士の連携の強化、防災訓練の実施等

(2) 関係団体等による協議会の設置、事業への取組

県と市町とが連携して建築物の耐震化の促進に取り組むために、「山口県耐震改修促進市町協議会」を設置し、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換、推進に係る検討、施策の研究等を行っている。

また、市内においては、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して連携を図る。

併せて、市内の住宅・建築関係団体に対して、耐震診断及び耐震改修等の促進に引続き協力要請を行い、連携を強化する。

(3) 山口県耐震改修促進市町協議会との連携

県及び市町が連携して、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の円滑な推進を図ることを目的とした「山口県耐震改修促進市町協議会」により、本市は耐震診断及び耐震改修に関わる情報収集及び連絡調整等に努め、本計画を着実に実施していく。

2. 法及び建築基準法などの関係法令等による指導等の実施

(1) 耐震診断義務付け対象建築物の指導等の実施

所管行政庁は、所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、期限までに耐震診断の結果の報告をするように促す。

※令和3年度末時点：報告済み

(2) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表

耐震診断結果の公表は、ホームページ等により公表することとする。

また、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容を更新することとする。

※令和5年度末時点：公表済み

(3) 特定既存耐震不適格建築物の指導等の実施

所管行政庁は、所有者や管理者に対して、耐震診断等を行い耐震化の状況調査をするなどの指導をし、耐震診断の結果、耐震性が無い建築物については、その所有者や管理者に対して耐震改修等の対策を行うよう指導及び助言することとする。

①災害時の避難施設や防災上重要な建築物、②地震時にその入居者等が自力で非難することが困難な建築物、③不特定多数の者が利用する建築物、④危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の順に立入調査等を適切に行うこととする。

法第15条第2項の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物について、指導及び助言を行っても耐震診断及び耐震改修が実施されない場合においては、その実施を促し、さらに協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書の交付等を行うこととする。

また、その建築物の耐震化に係る計画等の報告を受け、進捗状況について管理し、適切な指導を継続して行うこととする。

(4) 特定既存耐震不適格建築物の公表

所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物について、指示を行ったにもかかわらず、その指示に従わずに、耐震診断及び耐震改修が実施されない場合には、その旨をホームページ等により公表することとする。

(5) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

所管行政庁が、法第12条第3項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は、第15条第3項の規定に基づく公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者等が耐震改修等を行わない場合、次の措置を行う。

- ①構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに建築基準法第10条第3項による命令
- ②損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の勧告や同条第2項の命令

3. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 地震保険等の加入促進について

地震等による自然災害が発生した場合には、被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険等への加入も有効な手段と考えられる。山口県では、関係団体が連携し、地震等による自然災害リスクや地震保険・共済加入をはじめとした自助による災害への備えについて普及啓発を行い、災害発生後の生活再建に資することを目的とし『山口県地震保険・共済加入促進協議会』が設立された。本市においても広報などにより地震保険等の加入の促進に努めることとする。

(2) 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、本市は県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講じる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には迅速に仮設住宅の供与を行うとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅の空き家住居の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。

(3) 住宅マスタープランとの施策連携

本計画の実現に向けて、住宅マスタープランにおける施策とも連携を図りながら、耐震化の促進を図るものとする。

(4) 緊急輸送道路の周知と見直し

本市では、「岩国市地域防災計画」において、緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送道路）を定めている。緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められている。

今後、指定された当該道路周辺の建築物の状況の調査や、住民への周知を行なう。また、必要に応じて指定の見直しを行なう。

(5) その他

その他必要な事項は別途定める。

附 則

この計画は、計画期間満了後も新たな計画を定めるまでの間は、なおその効力を有する